

食安基発第 0322002 号
平成 17 年 3 月 22 日

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課農薬対策室長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



農薬の適正使用に係る指導強化について（依頼）

平成 14 年 12 月に改正された農薬取締法の一部を改正する法律（法律第 141 号、平成 14 年 12 月 11 日公布）により、農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため農薬の使用時期及び使用方法等について農薬使用者が遵守すべき基準を定め、農薬使用者は同基準に違反して農薬を使用してはならないこととされたところです。

一方、当省においては、平成 15 年 5 月に改正された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号、平成 15 年 5 月 30 日公布）に基づき、食品に残留する農薬等について、いわゆるポジティブリスト制（基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度）を公布後 3 年以内に導入するため、平成 16 年 8 月には暫定基準（第 2 次案）等について意見募集を行うなど施行に向けた準備作業を進めているところです。

つきましては、ポジティブリスト制施行まで 1 年余りであることに鑑み、農薬の適正使用について、より一層の指導強化をお願いします。